

# 佐賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成29年3月

佐 賀 県

# 〈 目 次 〉

## 第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

- 1 計画策定の経緯 . . . . . 1
- 2 計画策定の趣旨及び目的 . . . . . 2
- 3 計画期間 . . . . . 2
- 4 計画対象区域 . . . . . 2
- 5 計画対象物 . . . . . 3
- 6 計画の見直し . . . . . 3

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量 . . . . . 4
- 2 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み . . . . . 5

## 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

- 1 PCB廃棄物の処理体制の現状 . . . . . 6
- 2 高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策 . . . . . 6
- 3 低濃度PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策 . . . . . 8
- 4 県内PCB廃棄物の処理に関する事項 . . . . . 9
- 5 PCB廃棄物の広域的な処理（収集運搬）体制に関する事項 . 10

## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な事項

- 1 PCB廃棄物等の掘り起こしに関する事項 . . . . . 11
- 2 監視・指導に関する事項 . . . . . 11
- 3 関係団体との連携に関する事項 . . . . . 11

4 関係者の理解を深めるための事項	13
-------------------	----

## 第5章 その他

1 低濃度PCB廃棄物対策	14
---------------	----

2 PCBが使用された部品を含む家電製品の処理	14
-------------------------	----

## 第1章 計画策定の経緯、趣旨及び基本的事項

### 1 計画策定の経緯

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、工業的に合成された化合物です。熱で分解しにくい、電気絶縁性が高い、燃えにくいなど化学的に安定した性質を有していることから、熱交換器の熱媒体、電気機器の絶縁油（変圧器・コンデンサー）、ノーカーボン紙（感圧複写紙）など様々な用途に使われていました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけに生体・環境への影響があることが明らかになり、昭和47年からは、行政指導により製造が中止・回収指示（保管の義務）がなされ、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。）に基づき、昭和49年6月から、その製造、輸入等が事実上禁止となりました。

その後、PCB廃棄物の処理体制を構築するための努力が続けられましたが、長期にわたり処理施設の設置は実現せず、事業者によって保管が長年行われてきました。この間、管理の不徹底や事業所の閉鎖に伴うPCB廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となっています。

国際的にも、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、PCBに関し平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分などを内容とする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）が平成13年5月に採択され、我が国においては、平成14年7月の同条約締結の国会承認を経て、翌8月に加入しています。

このような状況を踏まえ、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）が制定され、この法律に基づき国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）で拠点的広域処理施設を全国で5箇所整備することとなり、処理体制が整えられ、平成16年から処理が始まりました。

一方、PCB特措法制定後の平成14年、製造過程においてPCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量のPCBが検出される

ものがあることが判明し、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が改正され、低濃度PCB廃棄物についても、環境大臣が認定する無害化処理認定事業者又は都道府県知事が許可する特別管理産業廃棄物処分業者（以下「無害化処理認定事業者等」という。）において、平成22年度から処理が始まりました。

しかしながら、使用中のPCB使用製品の存在や、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式、作業者に係る安全対策、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、PCB特措法制定当初に予定していた平成28年7月の処理完了が困難な状況となったため、平成24年12月にPCB特措法施行令が改正され、処理完了の期限は平成39年3月末日まで延長されました。

その後、平成26年6月には、基本計画の変更により拠点的広域処理施設毎に計画的処理完了期限（表6を参照。）が設けられ、さらに、平成28年5月のPCB特措法等改正では、原則として、処分期間（高濃度PCB廃棄物については、平成28年8月1日から拠点的広域処理施設毎に定められた計画的処理完了期限の1年前の日まで。低濃度PCB廃棄物については、平成28年8月1日から平成39年3月31日まで。以下同じ。）において、PCB廃棄物の処分の委託を行うことが義務付けられました。

## 2 計画策定の趣旨及び目的

本計画は、PCB使用製品及びPCB廃棄物（以下「PCB廃棄物等」という。）の経緯を踏まえ、PCB特措法第7条第1項の規定に基づき策定するものであり、佐賀県内のPCB廃棄物等の早期かつ計画的な廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること。以下同じ。）及び処理を促進し、もって、PCB廃棄物等による環境汚染を未然に防止し、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とするものです。

## 3 計画期間

本計画は、PCB特措法第10条並びに同法施行令第6条及び第7条で定めるPCB廃棄物の処分期限の末日である平成39年3月31日までを計画期間とします。

## 4 計画対象区域

本計画で対象とする区域は、佐賀県全域を対象とします。

## 5 計画対象物

本計画の対象は、P C B特措法第 2 条に定める P C B 廃棄物等とします。

## 6 計画の見直し

本計画は、国の「基本計画」の見直し、P C B 廃棄物の処理体制の状況等の変化を勘案して、必要に応じて見直すこととします。

## 第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

### 1 PCB廃棄物の保管量及びPCB使用製品の所有量

本県内においてPCB廃棄物等を所有又は保管する事業者は、PCB特別措置法第8条の規定により、毎年度、佐賀県知事へ届出を行うことが義務付けられています。

提出された届出については、低濃度PCB又は高濃度PCBに区分し、表1及び表2のとおり集計しています。

表1 高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量

(平成28年3月31日現在)

種類	保管量		所有量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧変圧器	2	6台	0	0台
高圧コンデンサー	11	22台	0	0台
低圧変圧器	2	23台	1	3台
低圧コンデンサー	2	5台	0	0台
柱上変圧器	0	0台	0	0台
安定器	14	532個	2	654個
廃PCB(注1)	0	0kg	0	0kg
PCBを含む廃油(注1)	0	0kg	0	0kg
感圧複写紙(注1)	0	0kg	0	0kg
ウエス(注1)	0	0kg	0	0kg
汚泥(注1)	0	0kg	0	0kg
その他機器(注2)	3	3台	2	3台
その他(注1)(注3)	1	108.35kg	0	0kg

(注1)「廃PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、1L=1kgに換算して計上しています。  
 (注2)「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。  
 (注3)「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいいます。

表2 低濃度PCB廃棄物の保管量及び低濃度PCB使用製品の所有量

(平成28年3月31日現在)

種類	保管量		所有量	
	事業場数	数量	事業場数	数量
高圧変圧器	2	6台	1	1台
高圧コンデンサー	2	2台	2	2台
低圧変圧器	0	0台	0	0台
低圧コンデンサー	2	39台	2	10台
柱上変圧器	1	1台	0	0台
安定器	7	262個	6	90個
廃PCB(注1)	0	0kg	0	0kg
PCBを含む廃油(注1)	10	1315.4kg	0	0kg
感圧複写紙(注1)	0	0kg	0	0kg
ウエス(注1)	11	1059.04kg	0	0kg
汚泥(注1)	2	464.6kg	0	0kg
その他機器(注2)	69	1356台	28	140台
その他(注1)(注3)	8	4905.67kg	0	0kg

(注1)「廃PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、1L=1kgに換算して計上しています。  
 (注2)「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。  
 (注3)「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいいます。

## 2 PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

本県内のPCB廃棄物の発生量及び処分見込量は、高濃度PCBについて表3、低濃度PCBについて表4のとおりです。また、PCB使用製品は将来的にPCB廃棄物となることから、保管中のPCB廃棄物に使用中のPCB使用製品の数量を足したものを処分量の見込みとしています。

表3 高濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

(平成28年3月31日現在)

種 類	保管量(a)	発生量(b)	処分量(a+b)
高压変圧器	6台	0台	6台
高压コンデンサー	22台	0台	22台
低压変圧器	23台	3台	26台
低压コンデンサー	5台	0台	5台
柱状変圧器	0台	0台	0台
安定器	532個	654個	1186個
廃PCB(注1)	0kg	0kg	0kg
PCBを含む廃油(注1)	0kg	0kg	0kg
感圧複写紙(注1)	0kg	0kg	0kg
ウエス(注1)	0kg	0kg	0kg
汚泥(注1)	0kg	0kg	0kg
その他機器(注2)	3台	3台	6台
その他(注1)(注3)	108.35kg	0kg	108.35kg

(注1)「廃PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、1L=1kgに換算して計上しています。  
 (注2)「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。  
 (注3)「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいいます。

表4 低濃度PCB廃棄物の発生量及び処分量の見込み

(平成28年3月31日現在)

種 類	保管量(a)	発生量(b)	処分量(a+b)
高压変圧器	6台	1台	7台
高压コンデンサー	2台	2台	4台
低压変圧器	0台	0台	0台
低压コンデンサー	39台	10台	49台
柱状変圧器	1台	0台	1台
安定器	262個	90個	352個
廃PCB(注1)	0kg	0kg	0kg
PCBを含む廃油(注1)	1315.4kg	0kg	1315.4kg
感圧複写紙(注1)	0kg	0kg	0kg
ウエス(注1)	1059.04kg	0kg	1059.04kg
汚泥(注1)	464.6kg	0kg	464.6kg
その他機器(注2)	1356kg	140kg	1496kg
その他(注1)(注3)	4905.67kg	0kg	4905.67kg

(注1)「廃PCB」、「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」については、1L=1kgに換算して計上しています。  
 (注2)「その他機器」とは、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、計器用変成器、開閉器、遮断器、整流器等をいいます。  
 (注3)「その他」とは、PCBに汚染された金属部品、PCBが付着した容器等をいいます。



### 第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

#### 1 PCB廃棄物の処理体制の現状

国内においては、昭和62年から約2年間にわたって、事業者による高温熱分解処理でPCBが処理された事例があり、その後、PCB処理を促進するため、1990年代半ば以降、環境庁、厚生省、通商産業省が連携してPCB処理技術、分析技術等の調査研究が行われるとともに、それに加え、PCB処理技術の評価等の体制を整備してきました。その結果、PCB処理技術として、脱塩素分解や水熱酸化分解などの方法が廃棄物処理法及び同法施行令等で定められています。

しかし、PCB廃棄物の処分には高度な技術力と高額な設備投資を必要とするため、一部の事業者を除いて自ら処理することは困難であり、また、事業者が処理施設を設置することについても高度な技術力、高額な設備投資、地域住民の理解等が必要なことから実現が難しい状況です。そのため、国において地方公共団体と密接な相互連携のもと、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)を活用して、全国5箇所での拠点的広域処理施設が整備されました。

なお、JESCOでは高濃度PCB廃棄物を処理対象としており、低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定事業者等において処理することとなっています。

#### 2 高濃度PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策

##### (1) 高濃度PCB廃棄物処理事業の推進

高濃度PCB廃棄物の処理については、国が策定した「基本計画」に基づき、高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、安定器及び汚染物等(低濃度PCB廃棄物を除く。)はJESCOを活用した拠点的広域処理施設において処分する体制が整備されており、本県では、JESCO北九州事業所(以下「北九州事業所」という。)を活用しています。

また、北九州事業所の計画的処理完了期限までに確実かつ適正に処理するため、搬入量の調整、処分の進捗状況等について、環境省、経済産業省、都道府県市、JESCO、電気保安関係事業者等から構成される「北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」、「北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会」等において十分に協議、調整を図るなど計画的な処理を推進しているところです。

(2) PCB廃棄物処理基金等による処理の促進

PCB廃棄物の処理費用は通常の廃棄物と比べ相当高額になることから、中小企業者等の処理費用の軽減を図るために、独立行政法人環境再生保全機構に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(以下「基金」という。)が設置され、平成13年度以降、国及び都道府県は毎年度一定額を拠出しており、本県も基金に対し毎年度、補助を行っています。

基金からの助成及び国からの支援により、中小企業者等は処理料金の70%、個人は処理料金の95%が軽減(低濃度PCB廃棄物を除く。)されることから、本県は、引き続き基金に対し補助金の拠出を行っていくとともに、本負担軽減制度について保管事業者への周知を図ります。あわせて、北九州事業所が行う処理委託促進策(処理費用の分割払い制度)についても周知を行い、早期処理の促進に努めていくこととします。

(3) 高濃度PCB廃棄物の処理施設の整備

本県では、北九州事業所による施設整備を基本に、県内で使用又は保管されている高濃度PCB廃棄物の適正な処理を推進します。

北九州事業所の概要は、表5のとおりです。

表5 北九州事業所の概要

項目	内容		
事業主体	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		
事業の目的	中国、四国、九州・沖縄に存するPCB廃棄物、及び東海、近畿に存する安定器等・汚染物の広域的かつ適正な処理を図ること		
事業の実施場所	北九州事業所(福岡県北九州市若松区響町1丁目6番24号)		
処理施設計画	第1期	高压変圧器	処理能力：1.0トン/日
		高压コンデンサ	(PCB分解量)
	第2期	廃PCB油	処理方式：脱塩素化分解法
		高压コンデンサ	計画能力：第1期と合わせて1.5トン/日
		PCB汚染物等(安定器、感圧複写紙、汚泥等)	(PCB分解量)
		処理方式：脱塩素化分解法	
		処理能力：10.4トン/日	
		(安定器及び汚染物等重量)	
		処理方式：プラズマ熔融分解法	
	操業開始：平成20年度		
事業の重要事項	○ 事業の実施に当たっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情報公開を行う。		

### 3 低濃度PCB廃棄物の処理体制の確保のための方策

本県内の低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定事業者等において処分することとなっていますが、平成29年2月末時点では、本県内において無害化処理認定事業者等はいないため、他自治体の無害化処理認定事業者等へ処分の委託を行うこととなります。

そのため、県は、低濃度PCB保管事業者へ収集運搬及び処分方法等の助言を行うことにより、適切な処理業者の選定を補助するよう努めます。

#### 4 県内PCB廃棄物の処理に関する事項

##### (1) 高濃度PCB廃棄物の処理期限

本県内の高濃度PCB廃棄物は、多量保管事業場（変圧器・コンデンサーを30台以上保管している事業場）分が平成20年度から、少量保管事業場（多量保管事業場以外の保管事業場）分が平成21年度から北九州事業所において受入開始され、平成36年3月末日までに全ての処理を終了することとなっています。

高濃度PCB廃棄物の北九州事業所への処分委託は、原則として、PCB特措法及び基本計画により設定された処分期間内（ただし、一定の条件を満たした事業者に限っては、特例処分期限日まで。以下同じ。）に行う必要があります。（表6参照）

表6 北九州事業に係る処理期限等

処理対象物	処分期間	計画的処理完了期限 (特例処分期限日)	事業終了準備期間(注)
変圧器・ コンデンサー等	平成28年8月1日から 平成30年3月31日まで	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
安定器及び 汚染物等	平成28年8月1日から 平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで

(注)「事業終了準備期間」は、処理が容易でない機器の存在や、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案して基本計画により設定されたもの。

##### (2) 低濃度PCB廃棄物の処理期限

本県内の低濃度PCB廃棄物は、PCB特措法施行令で定める期間内（平成39年3月31日まで）に無害化処理認定事業者等へ処分の委託を行う必要があります。

## 5 PCB廃棄物の広域的な処理（収集運搬）体制に関する事項

### （1）収集運搬における安全性の確保

PCB廃棄物の収集運搬については、保管場所での積み込みから荷下ろしまでの安全性が確保されることが重要です。

このため、収集運搬業者に対し「PCB廃棄物の収集運搬に係るガイドライン」や「北九州PCB廃棄物処理施設に係る受入基準」等を基に、収集運搬時の安全性の確保について徹底を図ります。

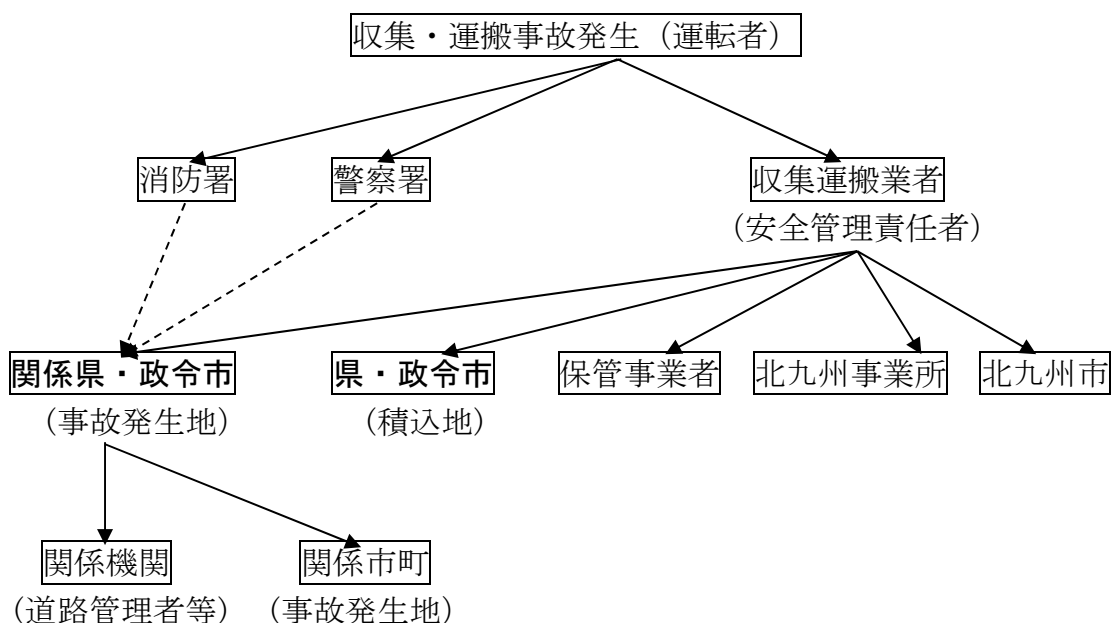
### （2）計画的な収集運搬体制

県内のPCB廃棄物の分布や地理的特性を踏まえ、トラック等の輸送手段、輸送経路、回収方法等について、広域協議会等を通じて関係者と協議・調整を行い、計画的に処分業者へ搬入されるよう、県は収集運搬業者に対し、適切な指導・助言に努めるものとします。

### （3）緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町、警察、消防等の関係機関及び収集運搬業者、北九州事業所等が連携し、迅速かつ適切な対応がとれるよう緊急時の連絡体制を整備します。（図－1）

図－1 収集運搬時の緊急連絡体制（例）



## 第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な事項

### 1 PCB廃棄物等の掘り起こしに関する事項

#### (1) PCB廃棄物の掘り起こし

PCB特措法第5条第2項の規定により、都道府県等は、区域内におけるPCB廃棄物の状況を把握するとともに、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされているため、本県ではPCB廃棄物に係る調査（以下「掘り起こし調査」という。）を実施しています。

なお、平成26年8月に、掘り起こし調査の基本方針として「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こしマニュアル」が環境省から示されており、適宜改訂される当該マニュアルに基づき、掘り起こし調査を進めているところです。

#### (2) PCB使用製品の掘り起こし

PCB廃棄物等の掘り起こし調査を進めるためPCB特措法、マニュアル等の整備が進められてきましたが、使用中のPCB使用製品についても相当数が存在するため、平成28年には、電気事業法関係省令等についても改正がありました。これにより、電気工作物である高濃度PCB使用製品に係る届出及び廃棄の指導等については、電気事業法に基づき主任技術者が行うこととなっています。

### 2 監視・指導に関する事項

PCB保管事業者に対しては、適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分の推進のための監視・指導等を行うものとします。

PCB使用製品（電気工作物である高濃度PCB使用製品を除く。）を使用している事業者に対しては、期限内の使用停止、適正な保管・処分についての周知を図ります。

また、PCB使用製品（電気工作物である高濃度PCB使用製品を除く。）又はPCB廃棄物を所有、保管又は処分していることが新たに判明した場合は、速やかに届出書を提出するよう指導を行います。

### 3 関係団体との連携に関する事項

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するに当たっては、保管（所有）事業者、収集運搬業者、国、JESCO等と県がそれぞれの責務と役

割を認識し、緊密な連携を図ることが必要です。

#### (1) P C B 廃棄物保管事業者等

県内の P C B 廃棄物保管事業者は、処分期間内に処分業者へ処分の委託を行う必要があります。

また、保管中の P C B 廃棄物が適正に処理されるまでの間、保管事業者は県の指導等に従って、P C B の漏洩等による生活環境の保全上支障が生じないように、また、紛失したり、不適正な処分が行われたりすることのないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者のもと適正な保管・管理に努めるものとします。

なお、P C B 特措法第 8 条の規定により、毎年度、P C B 廃棄物等の保管及び処分状況を都道府県知事に届け出ること等が義務付けられています。

また、P C B 使用製品を使用する事業者も、廃棄物処理法及び電気事業法並びにストックホルム条約を踏まえ、処分期間内に廃棄し、処分の委託を行わなければなりません。

あわせて、電気保安関係者事業者等については、電気工作物設置事業場の定期点検等の際に P C B 使用製品の使用状況等について把握しているため、所有事業者が行う P C B 使用製品等の廃棄及び処分について適切な指導・助言を行う必要があります。

#### (2) 収集運搬業者

収集運搬業者は、P C B 特措法、廃棄物処理法等の関係法令、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン、北九州事業所に係わる P C B 廃棄物受け入れ基準等で定める処理基準や運行条件を遵守し、安全な収集運搬を行うものとします。

また、高濃度 P C B 廃棄物の運搬にあつては、北九州事業所への計画的・効率的運搬を確保するため、北九州市及び関係各州市の指導・助言等に従うとともに、北九州事業所の搬入調整等に協力するものとします。

#### (3) 国・J E S C O

国は、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、処理体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされ、J E S C O を活

用したPCB廃棄物の拠点的広域処理施設の整備推進、JESCOの指導監督等を行うこととなっています。

北九州事業所は、事業主体として本県を含む中国、四国、九州・沖縄各県に存する高濃度PCB廃棄物、及び東海、近畿各府県に存するPCB廃棄物のうち安定器及び汚染物等（低濃度PCB廃棄物を除く。）を安全かつ確実に処理するとともに、PCB廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報の一元管理を行い、施設周辺の住民、県民、事業者に対し積極的な情報公開に努め、北九州市及び各府県市との協力・連携を図り、広域処理事業を円滑に推進することとなっています。

#### (4) 県

県は、本計画に基づき、PCB廃棄物の早期かつ適正な処理を推進するために、広く県民及び事業者への周知を図ります。

PCB保管事業者に対しては、PCB特措法に基づき、毎年度、保管・処分状況の届出の提出を求め、これを公表し、また、適正な保管、安全な収集運搬及び計画的な処分を行うよう指導を行います。特に、処分期間内にPCB廃棄物が確実に適正に処理されるよう、PCB廃棄物を網羅的に把握する必要があります。このため、事業者に対してPCB廃棄物の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めます。これらの取組においては、国、JESCO、電気保安関係事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するなど、必要な指導を行います。

PCB使用製品を使用中の事業者についても、九州産業保安監督部、電気保安関係事業者等と連絡調整し、必要な指導・啓発を行います。

収集運搬業者等に対しては、安全、計画的かつ効率的な収集運搬の確保が図られるよう、必要な指導を行うとともに、協力を求めています。

#### 4 関係者の理解を深めるための事項

PCB特措法では、国、都道府県及び市町村は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し、国民、保管事業者及びPCB使用製品を製造



した者の理解を深めるよう努めなければならないとされているため、県においても、P C B廃棄物の保管、収集運搬及び処分に関する情報等を県のホームページなどを活用して提供していくこととします。

さらに、保管事業者等に対しては、P C B廃棄物の適正な保管・収集運搬に関する情報、P C B廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州事業所に関する情報等を周知・提供していくこととします。

## 第5章 その他

### 1 低濃度P C B廃棄物対策

近年、P C Bを使用していないとされていた変圧器等の中に、実際には低濃度のP C Bに汚染された絶縁油を含むもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったものが大量に存在することが明らかになりました。

これらは、電気機器内に封入されたP C B油を採油し、分析することにより、P C B汚染の有無を確認することができますが、絶縁油封じ切り機器であるコンデンサー等については、使用中の採油ができない構造となっており、廃棄した後でなければ採油できないものもあります。

このような低濃度P C B廃棄物等の対策については、関係情報の収集に努め、低濃度P C B廃棄物等が不適正な保管や処理がなされないよう、電気機器等を使用中の事業者、廃電気機器等の保管事業者、廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者、関係団体等へ情報提供を図っていくこととします。

### 2 P C Bが使用された部品を含む家電製品の処理

P C Bの製造が禁止される昭和49年以前に製造された一般家庭のテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、P C Bを使用した部品（コンデンサー等）を含む家電製品である可能性があるため、市町は廃家電製品等の処理に際しては、これまでどおり、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、P C Bを使用した部品の取扱いに注意する必要があります。